

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社Sun Asterisk			コード	4053				
提出日	2023/3/9	異動（予定）日		2023/3/30					
独立役員届出書の提出理由	定期株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	小澤聰弘	社外取締役	○													○	有
2	石井絵梨子	社外取締役	○													○	有
3	石渡万希子	社外取締役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	長年にわたりIT関連事業や上場企業経営に携わり、IT活用や企業統治に関する豊富な経験と広い見識を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行っていただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができることから、監査等委員として選任し判断しています。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指定しています。
2	—	弁護士として企業法務やガバナンスについての幅広い見識と豊富な経験を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行っていただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができることから、監査等委員として選任し判断しています。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指定しています。
3	—	金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング・人材育成・コーチングに精通しており、幅広い経営の視点からの助言及び提言を期待し、社外取締役に選任します。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指定しています。

4. 换算説明

①石渡万希子氏の戸籍上の氏名は、村瀬万希子です。
②【社外役員の独立性に関する基準】 当社においては、東京証券取引所が定めた独立性基準を踏まえ、以下のとおり社外取締役の独立性判断基準を設けています。
当社は、社外取締役となる者の独立性を担保し、もって健全なコーポレートガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を次のとおり定めます。当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目にいずれも該当しないと確認される場合に、当社に對し十分な独立性を有していると判断します。
1.当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（＊1） 2.当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者又は法人の業務執行者 3.当社グループを主要な取引先（＊2）とする者又はその業務執行者 4.当社グループの主要な取引先（＊3）又はその業務執行者 5.当社グループの主要な借入先（＊4）又はその業務執行者 6.当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（＊5）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。 7.当社グループから多額の寄付又は助成（＊6）を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者 8.当社グループの法定監査を行なう監査法人に所属する者 9.上記1.に過去10年間ににおいて該当していた者 10.上記2.から8.に過去3年間ににおいて該当していた者 11.上記1.から8.のいずれかに該当する者が重要な者（＊7）である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族 12.上記各項のほか、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれがあるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
（＊1）業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者および使用者等の業務を執行する者をいう。 （＊2）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高2%を超える者をいう。 （＊3）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループとの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。 （＊4）当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。 （＊5）多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円を超える財産をいう。ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える財産をいう。 （＊6）多額の寄付又は助成とは、年間1千万円以上の寄付又は助成をいう。 （＊7）重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。